

共同研究における間接経費の改正のお知らせ

平成31年4月1日改正
国立大学法人東北大学

1. 平成31年4月1日以降に開始する共同研究における間接経費を改正しました。

改正の対象

平成31年4月1日以降に開始する共同研究における間接経費

改正の内容

- ① **直接経費の20%に相当する額が標準となります。** ※従前どおり標準を超えて20%以上積算することも可能。
- ② **研究担当者の人件費に相当する額(教員人件費相当額)の積算方法を定めました。**

〔改正前〕

直接経費 100

間接経費の標準 10

〔改正後〕

直接経費 100

教員人件費相当額 (間接経費)

間接経費の標準 20

平成31年4月1日
からの間接経費

教員人件費相当額(間接経費) = (研究担当者の「時間あたり単価」) × (研究担当者の「予定時間数」)

研究担当者ごとに「時間あたり単価」を設定し、各研究担当者が共同研究に従事する「予定時間数」を乗じて算出します。

※ 時間あたり単価は、企業様との交渉により、契約に基づいて決定します。

※ 教員人件費相当額は間接経費に積算し、本学が更なる産学共創に向けた様々な改革を推進するための経費として活用します。

2. 今回の改正の経緯について

平成28年11月30日に、文部科学省及び経済産業省により開催されたイノベーション促進産学官対話会議において「**産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン**」が策定されました。

資金の好循環

【課題】 今後、大型の共同研究を進めれば進めるほどに不足が高じてしまい、大学経営に悪影響を及ぼす可能性

【処方箋】 費用負担の適正化にあたっては、大学・国立研究開発法人ごとに人件費、実際に必要となる間接経費及び戦略的産学連携経費も含め、一定程度のパターン化を図るなどにより、共同研究の契約を効率的に推進していくことが求められる。

2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を現在の3倍へ。

本学においても、今後、組織的・本格的な大型共同研究の更なる拡大を目指すためには、**産学連携機能の強化と、それに要する適切な間接経費を確保し、持続可能な産学連携体制を構築することが必要。**

3. 本格的な産学共創改革を加速します。

適切な間接経費を確保し、持続可能な産学連携体制の構築に向けた本格的な産学共創改革を加速します。

- 青葉山新キャンパスにアンダー・ワン・ルーフ型産学連携拠点を構築し、学内の産学連携組織を結集することで、企業様へのワンストップサービスを展開します。
- 産学連携リエゾンを全学に配置することで、本部・部局を横断して学内リソースに関する情報共有を図り、企業ニーズと大学シーズを効率的にマッチングします。
- 共同研究契約業務について、部局における契約業務の本部支援体制を強化し、企業様との柔軟な契約交渉を可能とするとともに、契約業務の効率化・スピードアップを図ります。

企業様にご負担いただいた間接経費に見合う新たな付加価値を提供してまいります。

共同研究契約書（別紙1）の記載について

（別紙1）

1. 研究題目			
2. 研究目的			
3. 研究内容			
4. 研究期間全体 (注1)	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで (年間)		
5. 契約期間 (注2)	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで (年間)		
6. 研究実施場所			
7. 研究 担当者 (注3)	区分	氏名	所属部局・職名
	甲	※	
	乙	※	
8. 研究 協力者	甲		
	乙		
9. 研究経費の負担額 (消費税額及び 地方消費税額を含む)	区 分	甲	円
	直接経費 (注4)		円
	間接経費 (産学連携経費・戦略的産学連携経費) (注5)		円
	間接経費 (教員人件費相当額) (注6)		円
	研究料 (注7)		円
	合 計		円
10. 甲にお ける共同研究 の施設・設備 (注8)	所有 区分	施設の名称	設 備 名称 規格 数量
	甲		
	乙		
11. 乙にお ける共同研究 の施設・設備	所有 区分	施設の名称	設 備 名称 規格 数量
	乙		

研究期間全体とは、共同研究契約の契約期間によらず、共同研究を継続して実施する全体の期間（想定される最長の期間）です。

契約期間は、研究期間全体の間で、今回契約を締結しようとする共同研究契約の開始日から終了日までの期間です。

直接経費の20%に相当する額が標準となります。

必要に応じて、研究担当者の人件費に相当する額（教員人件費相当額）を積算できるようになります。

- (注1) 研究期間全体とは、共同研究契約の契約期間によらず、共同研究を継続して実施する全体の期間（想定される最長の期間）です。
- (注2) 契約期間は、研究期間全体の間で、今回契約を締結しようとする共同研究契約の開始日から終了日までの期間です。
- (注3) 研究代表者には氏名の前に※印を、民間等共同研究員には氏名の前に◎を付けてください。
- (注4) 特別試験研究費税額控除制度による税額控除の申告を予定している場合は、別紙「費用の負担及びその明細」を添付してください。
- (注5) 間接経費は、直接経費の20%に相当する額を標準とし、千円未満は四捨五入してください。
- (注6) 必要に応じて、甲の研究担当者の間接経費（教員人件費相当額）を記入してください。
- (注7) 民間等共同研究員の研究料は、6月につき21万6千円とし、月割り計算はしません。
- (注8) 乙の欄は、共同研究のため乙が甲に提供する設備等がある場合のみ記入してください。

教員人件費相当額(間接経費)の積算例

教授	1名	…	時間あたり単価：30,000円/時間、共同研究に関与する時間：30時間
講師	1名	…	時間あたり単価：20,000円/時間、共同研究に関与する時間：40時間
助教	2名	…	時間あたり単価：10,000円/時間、共同研究に関与する時間：60時間

→

30,000円/時間 × 30時間 × 1名 =	900,000円
20,000円/時間 × 40時間 × 1名 =	800,000円
10,000円/時間 × 60時間 × 2名 =	1,200,000円
合計	2,900,000円